

小学校「図画工作科」の新学習指導要領について 改訂のポイント

日本文教出版株式会社

1) 教科目標について—「感性」と「培う」こと

新学習指導要領では「表現及び鑑賞の活動を通して、感性を働かせながら、つくりだす喜びを味わうようにするとともに、造形的な創造活動の基礎的な能力を培い、豊かな情操を養う」が教科目標である。下線部の、「感性を働かせながら」が追加され、「育て」が「培い」に変わっている。「感性」は現行でも高学年目標で「鑑賞」とのかかわりで「感性を高める」という形で登場していた。「感性を働かせながら」は、その子どものもつ感じ方やものの見方、直観的なとらえ方を自由に発揮することが、つくりだす「喜び」につながるということを確認するために追加された。また、基礎的な能力を「育て」が「培い」になったのは、児童が表現及び鑑賞の活動を通して、その能力を自ら耕し伸ばしていくことを明確にするためである。

2) 〔共通事項〕について

〔共通事項〕は教科で育む資質や能力を凝縮して示したものであることは既に述べた。

事項アは、形や色そのものを知覚し認知し、とらえること、事項イは形や色から受けた印象などを基に自分なりのイメージをもつことを示している。アとイは、アから引き続いてイが発揮されたり、イを基に形や色などを再度とらえなおしたりするなど相互に関連しあっている。

ただし、〔共通事項〕は、「A表現」及び「B鑑賞」の内容領域と並ぶ第3の領域ではなく、「A表現」及び「B鑑賞」の活動を通して指導するための観点である。活動内容と別に設定されるものではなく、活動内容全体をカバーするものである。だから、ある表現や鑑賞活動と分離された特定の共通事項「題材」というのはありえない。〈「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を指導する〉という言い方はややまわりくどいが、活動させること自体が目的ではなく、その活動で育まれる「形や色をとらえる」や「イメージをもつ」という資質や能力を育てるという観点から題材設定や指導の観点をみなおす必要を示したものである。

3) 「するようになる」が「～する活動を通して、次の事項を指導する」になったこと

このことも、小・中に共通することは既に述べた。これは、〔共通事項〕の趣旨と同じく、表現や鑑賞の活動を通して、発想や構想を豊かにし、創造的な技能などを働かせながら、資質や能力を児童が培っていくことを、教師がより強く意識し指導していくことを示したものである。

食物にたとえば、味わいを楽しみながらも「おいしかった」だけではなく、どんな栄養が摂られたかを教師が意識し、子どもの資質や能力を培うのに必要な食物の栄養価もおさえておくことが求められている。事項アは、表現のきっかけとなるイメージや発想をもつこと、事項イは構想したりふり返ったりしながらの表現の過程を進めていくこと、事項ウは、そこで発想や構想したことを実現するために必要な材料や用具を扱う創造的な技能を示している。

こうした変更は、指導性を強めることではなく、児童が発想や構想したことを基に、それに合った材料の選択や用具の使い方を主体的に習得し活用していく過程を経験させるためである。

4) 「A表現(1)」の項目が「楽しい造形活動」が「造形遊びをする」になったこと

「造形遊びをする活動を通して、次の事項を指導する」と活動を通しての指導事項を明示したことで「楽しい造形活動」から「造形遊び」が前面に出された。また、「A表現(1)」で、文末を「…つくること」で統一したのは、材料や場所を基に、つくり、つくりかえ、つくり続けるといった、つくりだす喜びを味わいながらの連続的な活動の流れを一体的にとらえるという観点からである。「つくる」には、〈創る〉〈造る〉〈作る〉という未分化な意味があり、それは〈遊び〉のもつ原始的・創造的・主体的な性格ともつながっている。

5) 「A表現(2)」の「つくりたいものをつくる」が「工作に表す」になったこと

「つくりたいものをつくる」は、現行でも高学年では「工作に表す」とされている。絵や立体と同様に、工作においても、感性を働かせて、形や色、材料の特徴、構成の美しさや動きの面白さなどを表し方を構想して表すという「A表現(2)」の基本は変わらない。機構工作などでも、形や色の感じや強さなどをもとに材料を選び適切な用具を使って、自分がおもしろいと感じた動きやイメージを「表す」活動である。また、「工作」に統一したことには、中学校技術科への接続への配慮もある。

6) 「材料・用具の扱い」を「第3・内容の取り扱い」へ移行したこと

現行では、各学年の内容で示されている粘土や紙、はさみや小刀などの材料・用具が「第3」の内容と取り扱いの配慮事項になった。あらたに加えられたものもあるが、それらは既に広く取り扱われているものばかりなので、実際には大きな変更はない。(下の表を参照)

学年	現行・学習指導要領	新・学習指導要領
1・2	土、木、紙、粘土、 <u>厚紙</u> 、クレヨン、パス、はさみ、のり、簡単な小刀類など	土、粘土、木、 <u>紙</u> 、クレヨン、パス、はさみ、のり、簡単な小刀類
3・4	木切れ、板材、水彩絵の具、小刀、使いやすいのこぎりなど	木切れ、板材、 <u>釘</u> 、水彩絵の具、小刀、使いやすいのこぎり、 <u>金づち</u> など
5・6	自分が選んだ材料、糸のこぎりなど	<u>針金</u> 、糸のこぎりなど

「第3」へ移行した理由は、「A表現」及び「B鑑賞」の活動「内容」とそこで任意に使われる材料や用具とを分けたことによる。これによって活動「内容」がより簡潔に示された。また、材料や用具の扱いが、造形遊び、絵や立体、工作などちがいはあっても、それらに共通する技能として習得され活用されることがより明確になった。「一など」で示された材料や用具はその当該学年においては必ず取り扱わなければならないものである。ただ、必要に応じて前の学年でも初歩的な形で取り上げたり、その後の学年でも繰り返し取り上げたりすることも必要である。

7) 生活や社会とかかわる態度を育むこと

「答申」では「形や色などによるコミュニケーションを通して、生活や社会と豊かにかかわる態

度をはぐくみ、生活を美しく豊かにする造形や美術の働きを実感させるような指導を重視する」とされる。自分の作品を家庭で使ったり街角に展示したり、ポスターをつくって校内や学外へ呼びかけたりしながらも、社会で広くコミュニケーションする能力も育てていく必要がある。

美術館の利用についても「児童や学校の実態に応じて、地域の美術館などを利用したり、連携を図ったりすること」になった。現行の「美術館などを利用すること」が子どもを美術館に連れていくことだけと解釈される恐れもあるので、「利用したり、連携を図ったり」となった。「連携」は、美術館のホームページを検索したり、学芸員などの専門家を学校に招いたり、教材資料を借りてきたり、時には作品を学校に展示してもらったりするなど「地域や学校の実態に応じて」美術館などの協力をできる範囲で柔軟に進めていけばよいという意味がある。